

山梨県企業局 電子納品運用ガイドライン

平成22年 4月

山梨県企業局

目 次

1	本ガイドラインについて	- 1 -
2	山梨県企業局CALS/EC整備基本計画について	- 3 -
3	電子納品の実施範囲について	- 4 -

1 本ガイドラインについて

「山梨県企業局 電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）は山梨県企業局発注の工事及び業務等において電子納品を実施するための運用を示したものである。

発注内容に応じた納品要領は次によるものとする。

【工事等】

電気・機械設備工事	「山梨県企業局 電子納品要領」
点検及び保守委託等	「 ” 」
土木工事	「山梨県県土整備部 電子納品要領」を準用
営繕工事	「山梨県県土整備部営繕課 電子納品要領」を準用

【設計・測量・調査 業務】

電気・機械設備関係	「山梨県企業局 電子納品要領」
土木関係	「山梨県県土整備部 電子納品要領」を準用
営繕関係	「山梨県県土整備部営繕課 電子納品要領」を準用

本ガイドラインは「山梨県 CALS/EC 整備基本計画」をふまえ、山梨県企業局が発注する工事及び業務等において電子納品を施行するために策定されたものである。

〔参考〕山梨県 CALS/EC 整備基本計画（平成 15 年 3 月）

1) CALS/EC 実施方針

山梨県 CALS/EC 整備基本計画（平成 15 年 3 月）では、2003 年度（平成 15 年度）から 2010 年度（平成 22 年度）までの 8 ヶ年を実施期間として、短期・中期・長期の達成目標を次のように設定している。

（1）短期目標

短期では、実証実験に着手するための情報化基盤を整備するとともに、電子入札、情報共有（交換）、電子納品などの各種実証実験を実施することから、「受発注者間の情報発信体制の確立と実証実験の開始」を目標として設定する。

（2）中期目標

中期目標においては、全国的な流れを視野に入れ、「行政内部の業務改革推進と検事業での建設 CALS/EC 完全実施」を目標として設定する。

（3）長期目標

最終的な達成目標では、建設事業全体で総合的な CALS/EC の実施環境を構築することが必要であるため、短期・中期目標を受け、「県全体に於ける新たな公共事業システムの確立」を目標として設定する。さらに、①危機管理に活用できる地図情報活用の為の具体的施策の構築、②広く県民に役立つ情報を提供するためのシステムを構築する等、次世代 CALS/EC 計画に向けた構想を完成させる。

表 1 整備基本計画の機関別目標と普及範囲

対象期間	短期（準備期間）	中期（展開期間）	長期（普及期間）
	2003～2004 年度 （平成 15～16 年度）	2005～2007 年度 （平成 17～19 年度）	2008～2010 年度 （平成 20～22 年度）
達成目標	・受発注者間の情報発信体制の確率と実証実験の開始	・行政内部の業務改革推進と検事業での建設 CALS/EC 完全実施	・県全体における新たな公共事業執行システムの確率
普及範囲	発注者	・県公共発注部門の大部分 ・県内市町村の一部	・県公共発注部門全体 ・県内市町村全体
	受注者	・実証実験に参加する民間企業	・民間企業の大部分

2 山梨県CALS/EC整備基本計画における山梨県企業局の計画について

山梨県企業局では、山梨県 CALS/EC 整備基本計画をベースに、2004 年度（平成 16 年度）から 2010 年度（平成 22 年度）までの 7 ヶ年を実施期間として、短期・中期・長期の達成目標を次のように設定する。

（1）短期目標

短期では、実証実験に着手するための情報化基盤を整備するとともに、電子入札、情報共有（交換）、電子納品などの各種実証実験を実施することから、「受発注者間の情報発信体制の確立と実証実験の開始」を目標として設定する。

（2）中期目標

中期目標においては、全国的な流れを視野に入れ、「内部の業務改革推進と事業での CALS/EC 完全実施」を目標として設定する。

（3）長期目標

最終的な達成目標では、電気事業全体で総合的な CALS/EC の実施環境を構築することが必要であるため、短期・中期目標を受け、「局全体に於ける新たな事業システムの確立」を目標として設定する。さらに、他工事に活用できる図面等情報活用の為の具体的施策を構築する等、次世代 CALS/EC 計画に向けた構想を完成させる。

表 1 整備基本計画の山梨県企業局目標と普及範囲

対象期間	短期（準備期間）	中期（展開期間）	長期（普及期間）
	2004～2005 年度 （平成 16～17 年度）	2006～2007 年度 （平成 18～19 年度）	2008～2010 年度 （平成 20～22 年度）
達成目標	・受発注者間の情報発信体制の確率と実証実験の開始	・内部の業務改革推進と事業での CALS/EC 完全実施	・企業局及び県全体における新たな事業システムの確立
普及範囲	発注者	・企業局発注部門の一部	・企業局発注部門全体
	受注者	・実証実験に参加する民間企業	・民間企業の大部分

3 電子納品の実施範囲について

本企業局では、電子納品の実施範囲を次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| 全事業所（電気・機械・土木工事） | : 工事完成書類のうち、工事写真・出来形
管理図・工事完成図 |
| （設計・測量・調査業務） | : 成果品すべて |